

平成30年6月 第2回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 招 集 告 示 | 5月 25日 (金) |
| (2) 開 会 | 6月 5日 (火) |

2 提出案件

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 報 告 | 13件 |
| 1 専 決 処 分 | 4件 |
| 2 予 算 の 繰 越 | 5件 |
| 3 法人の経営状況 | 4件 |

- | | |
|-----------------|-----|
| (2) 議 案 | 16件 |
| 1 条 例 | 8件 |
| 2 補 正 予 算 | 3件 |
| 3 財 産 の 取 得 | 1件 |
| 4 市 道 の 認 定 等 | 2件 |
| 5 訴 え の 提 起 | 1件 |
| 6 人 事 (最終日追加議案) | 1件 |

計	29件
---	-----

土 浦 市

提出案件一覧

報告

【専決処分 4件】

- 1 報告第 5号 専決処分の承認について（土浦市税条例の一部改正について）
- 2 報告第 6号 専決処分の承認について（土浦市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 3 報告第 7号 専決処分の報告について（和解について）
- 4 報告第 8号 専決処分の報告について（和解について）

【予算の繰越 5件】

- 1 報告第 9号 予算の繰越しについて（平成29年度土浦市一般会計繰越明許費繰越計算書）
- 2 報告第10号 予算の繰越しについて（平成29年度土浦市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書）
- 3 報告第11号 予算の繰越しについて（平成29年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計継続費繰越計算書）
- 4 報告第12号 予算の繰越しについて（平成29年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書）
- 5 報告第13号 予算の繰越しについて（平成29年度土浦市水道事業会計予算繰越計算書）

【法人の経営状況 4件】

- 1 報告第14号 土浦市土地開発公社の平成30年度事業計画について
- 2 報告第15号 一般財団法人土浦市産業文化事業団の平成30年度事業計画について
- 3 報告第16号 一般財団法人土浦市農業公社の平成30年度事業計画について
- 4 報告第17号 株式会社ラクスマリーナの平成30年度事業計画について

議案

【条例 8件】

- 1 議案第49号 土浦市行政組織条例等の一部改正について
- 2 議案第50号 土浦市税条例の一部改正について
- 3 議案第51号 土浦市さわやか環境条例の一部改正について
- 4 議案第52号 土浦市障害者自立支援センター条例の一部改正について
- 5 議案第53号 土浦市つくしの家条例の一部改正について
- 6 議案第54号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 7 議案第55号 土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正について
- 8 議案第56号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【補正予算 3件】

- 1 議案第57号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第1回）
- 2 議案第58号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第59号 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）

【財産の取得 1 件】

- 1 議案第 6 0 号 財産の取得について(常備消防用災害対応特殊救急自動車購入)

【市道の認定等 2 件】

- 1 議案第 6 1 号 市道の路線の認定について
- 2 議案第 6 2 号 市道の路線の変更について

【訴えの提起 1 件】

- 1 議案第 6 3 号 訴えの提起について

【人 事 1 件】(最終日：追加議案)

- 1 議案第 6 4 号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について

平成 30 年第 2 回市議会定例会 報告

【専決処分 4 件】

1 報告第 5 号 専決処分の承認について (土浦市税条例の一部改正について)

改正の趣旨	地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴う改正
改正の主な内容	● 土浦市税条例の一部改正 <市民税関係> ○内国法人の外国関係法人に係る課税特例（二重課税調整）の改正 ・内国法人において税控除の対象となる外国関係法人の範囲の拡大 ○字句・項ズレの改正 等 <固定資産税関係> ○わがまち特例に係る課税標準額の特例割合の改正 ○土地等に対して課する固定資産税の特例の延長 等 ・平成 29 年度の税負担調整措置の継続 <都市計画税関係> ○宅地等に対して課する都市計画税の特例の延長 等 ・平成 29 年度の税負担調整措置の継続
施行日	平成 30 年 4 月 1 日
専決処分日	平成 30 年 3 月 31 日

2 報告第 6号 専決処分の承認について

(土浦市国民健康保険税条例の一部改正について)

改正の趣旨	地方税法の一部改正及び原発避難者に係る国の財政支援措置の延長に伴う改正																			
改正の主な内容	● 低所得者に係る国保税の軽減判定所得の見直し																			
	○課税限度額の引上げ																			
	<table><tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>基礎課税額</td><td>54万円</td><td>58万円</td></tr><tr><td>後期高齢者支援金等課税額</td><td>19万円</td><td>19万円</td></tr><tr><td>介護納付金課税額</td><td>16万円</td><td>16万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>89万円</td><td>93万円</td></tr></table>			種別	限度額		改正前	改正後	基礎課税額	54万円	58万円	後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円	介護納付金課税額	16万円	16万円	合 計	89万円	93万円
	種別	限度額																		
		改正前	改正後																	
基礎課税額	54万円	58万円																		
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円																		
介護納付金課税額	16万円	16万円																		
合 計	89万円	93万円																		
○軽減判定所得の引上げ																				
<table><tr><th>軽減種別</th><th>改正</th><th>軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）</th></tr><tr><td>7割軽減</td><td>改正なし</td><td>33万円以下</td></tr><tr><td rowspan="2">5割軽減</td><td>改正前</td><td>33万円＋27万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）</td></tr><tr><td>改正後</td><td>33万円＋27.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）</td></tr><tr><td rowspan="2">2割軽減</td><td>改正前</td><td>33万円＋49万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）</td></tr><tr><td>改正後</td><td>33万円＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）</td></tr></table>			軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）	7割軽減	改正なし	33万円以下	5割軽減	改正前	33万円＋27万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	改正後	33万円＋27.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	2割軽減	改正前	33万円＋49万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	改正後	33万円＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）		
軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）																		
7割軽減	改正なし	33万円以下																		
5割軽減	改正前	33万円＋27万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）																		
	改正後	33万円＋27.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）																		
2割軽減	改正前	33万円＋49万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）																		
	改正後	33万円＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）																		
	● 原発避難者への減免措置の延長																			
	○通常は納期限までとする減免申請の期限を，原発避難者に対しては期限を設けず申請が可能とする特例措置の延長																			
	・平成30年度賦課分まで（1年延長）																			
施行日	平成30年4月1日																			
専決処分日	平成30年3月31日																			

3 報告第 7号 専決処分の報告について（和解について）

公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成29年12月1日 午前9時15分頃
事故発生場所	土浦市田中町2241番地先
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	公用車（建築指導課用務中）が市道田中二丁目7号線から市道Ⅰ級17号線に合流した際、前方から右折してきた相手方車両と接触し、双方の車両の一部を破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 134,067円（相手方損害額167,584円×80%） その余の請求権の放棄
専決処分日	平成30年2月6日

4 報告第 8号 専決処分の報告について（和解について）

道路管理瑕疵による物損事故の和解

事故発生年月日	平成 30 年 3 月 7 日 午前 5 時 00 分頃
事故発生場所	土浦市菅谷町 8 番地先
相手方	かすみがうら市 男性
原因・状況等	相手方車両が市道菅谷 52 号線を走行中、舗装が剥離した箇所を通過した際、車両の一部を破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 9,912 円（相手方損害額 33,040 円×30%） その余の請求権の放棄
専決処分日	平成 30 年 4 月 20 日

【予算の繰越 5 件】

【参考】 地方自治法施行令第 145 条及び第 146 条に基づく繰越の報告
地方公営企業法第 26 条第 3 項に基づく繰越の報告（管理者→長）
翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製 → 次の議会に報告

- 1 報告第 9号 予算の繰越しについて
（平成 29 年度土浦市一般会計繰越明許費繰越計算書）
- 2 報告第 10号 予算の繰越しについて
（平成 29 年度土浦市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書）
- 3 報告第 11号 予算の繰越しについて
（平成 29 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計
継続費繰越計算書）
- 4 報告第 12号 予算の繰越しについて
（平成 29 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計
繰越明許費繰越計算書）
- 5 報告第 13号 予算の繰越しについて
（平成 29 年度土浦市水道事業会計予算繰越計算書）

● 繰越の概要

区 分	繰 越 額	主 な 事 業
一般会計（繰越明許費）	1,869,307,266 円 （23件）	・一般地帯土地改良事業 ・道路維持補修事業 ・橋梁長寿命化修繕事業 ・橋梁定期点検事業 ・道路新設改良事業 ・小規模排水路整備事業 ・亀城モール整備事業 ・神立駅西口地区土地区画整理事業 ・常名虫掛線街路事業 ・神立停車場線街路事業 ・真鍋神林線延伸道路整備事業 ・田村沖宿線延伸道路整備事業 ・荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業 ・木田余神立線街路事業（Ⅱ期） ・常備消防車両更新事業 ・市民会館耐震化及び大規模改造事業
下水道事業（繰越明許費）	546,489,040 円 （3件）	・下水道ストックマネジメント事業 ・公共下水道整備事業 ・流域下水道事業
駅北再開発事業（継続費）	200 円 （1件）	・土浦駅前北地区市街地再開発事業（税務コンサルティング委託）
駅北再開発事業（繰越明許費）	9,288,000 円 （1件）	・土浦駅前北地区市街地再開発事業
水道事業	374,452,400 円 （3件）	・配水管施設整備事業 ・老朽管更新事業 ・配水場整備事業
計	2,799,536,906 円 （31件）	

〔参考〕

平成 26 年度繰越額 7,188,185,472 円（55 件）

平成 27 年度繰越額 6,799,106,364 円（49 件）

平成 28 年度繰越額 7,792,335,553 円（53 件）

【法人の経営状況 4件】

- 【参考】 経営状況を公表する法人（地方自治法第 221 条第 3 項，第 243 条の 3 第 2 項）
- ・土地開発公社
 - ・資本金，基本金の 2 分の 1 以上を出資している法人（地方自治法施行令第 152 条）

[出資の状況]

土地開発公社	1,000 千円	（出資金，出資割合 100%）
産業文化事業団	3,000 千円	（出捐金，同 100%）
農業公社	50,000 千円	（出捐金，同 83.3%）
ラクスマリーナ	30,000 千円	（出資金，同 100%）

毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類（地方自治法施行令第 173 条）を提出

- 1 報告第 14 号 土浦市土地開発公社の平成 30 年度事業計画について
- 2 報告第 15 号 一般財団法人土浦市産業文化事業団の平成 30 年度事業計画について
- 3 報告第 16 号 一般財団法人土浦市農業公社の平成 30 年度事業計画について
- 4 報告第 17 号 株式会社ラクスマリーナの平成 30 年度事業計画について

●事業計画の内容

法人	主な事業計画
土地開発公社	土地貸付事業（中央一丁目用地）
産業文化事業団	水郷プール，水郷体育館，亀城プラザ，市民会館などの施設の営業 霞ヶ浦観光にぎわい事業
農業公社	農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業，都市と農村の交流推進事業， 地域特産農産物の生産振興と販路拡大，施設の有効活用と地域の活性化
ラクスマリーナ	マリーナ事業の活性化，市民に親しまれるマリーナづくり，遊覧船事業の 魅力化，マリーナ事業安定化に向けた取り組み

平成 30 年第 2 回市議会定例会 議案

【条例 8 件】

1 議案第 49 号 土浦市行政組織条例等の一部改正について

制 定 の 趣 旨	学校給食センター再整備に伴う土地の分筆による関係条例の整理
制定の主な内容	● 分筆により位置の変更が生じた条例の改正 改正前：土浦市藤沢 990 番地 改正後：土浦市藤沢 990 番地 1 <関係条例> ・土浦市行政組織条例 ・土浦市公告式条例 ・土浦市保健センター条例 ・土浦市新治トレーニングセンター条例
施 行 期 日	公布の日

2 議案第 50 号 土浦市税条例の一部改正について

改 正 の 趣 旨	地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う改正
改正の主な内容	● わがまち特例の追加 ○生産性向上特別措置法の規定により本市が作成する導入促進基本計画に基づき行われる中小企業の設備投資について、固定資産税の特例措置を定める。 ・以下の要件を満たす設備投資は、3 年間、固定資産税がゼロ ①本市の導入促進基本計画に適合 ②中小企業が認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した設備 (生産、販売活動等の用に直接供されるもの) ③生産性向上特別措置法の施行日から平成 33 年 3 月 31 日までに取得した設備
施 行 期 日	公布の日

3 議案第 51 号 土浦市さわやか環境条例の一部改正について

改 正 の 趣 旨	旅館業法の改正に伴う改正
改正の主な内容	● 旅館業法の改正に伴う文言の整理 「ホテル営業」 } 「旅館・ホテル営業」 「旅館営業」 }
施 行 期 日	公布の日

4 議案第52号 土浦市障害者自立支援センター条例の一部改正について

改正の趣旨	サービスの休止を行うための改正
改正の主な内容	● 利用見込みのないサービスについて休止できるようにする改正 ・ 自立訓練について、利用のない場合に休止できることとする。
施行期日	公布の日

5 議案第53号 土浦市つくしの家条例の一部改正について

改正の趣旨	サービスの休止を行うための改正
改正の主な内容	● 利用見込みのないサービスについて休止できるようにする改正 ・ 自立訓練及び就労移行支援について、利用のない場合に休止できることとする。 ・ 事業ごとの定員の規定を条例から削除し、事業所運営規定に委任する。
施行期日	公布の日

6 議案第54号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	茨城県医療福祉対策要綱その他関係法令の改正に伴う改正																									
改正の主な内容	● 茨城県医療福祉対策要綱の改正に伴う改正 ○小児マル福について、入院に係る対象者を高校3年生相当年齢まで拡大 (市単独で対象としている所得制限超過者及び中学3年生までの外来に関する規定は変更なし) (現 行) 小学6年生までの外来・入院及び中学3年生までの入院 <table><tr><th colspan="2">対象者</th><th>未就学児～小6</th><th>中1～中3</th></tr><tr><td rowspan="2">県所得制限</td><td>超</td><td colspan="2">外来・入院</td></tr><tr><td>内</td><td>外来・入院</td><td>外来のみ 入院のみ</td></tr></table> 県基準 市単独 (改正後) 入院を18歳（高校3年生相当）まで拡大 <table><tr><th colspan="2">対象者</th><th>未就学児～小6</th><th>中1～中3</th><th>高1～高3</th></tr><tr><td rowspan="2">県所得制限</td><td>超</td><td colspan="3">外来・入院</td></tr><tr><td>内</td><td>外来・入院</td><td>外来のみ 入院のみ</td><td>入院のみ(拡大)</td></tr></table> ● 関係法令の改正に伴う改正 ○社会保険各法に基づく療養費の項目の整理 ○所得税法の改正に伴う用語の改正	対象者		未就学児～小6	中1～中3	県所得制限	超	外来・入院		内	外来・入院	外来のみ 入院のみ	対象者		未就学児～小6	中1～中3	高1～高3	県所得制限	超	外来・入院			内	外来・入院	外来のみ 入院のみ	入院のみ(拡大)
対象者		未就学児～小6	中1～中3																							
県所得制限	超	外来・入院																								
	内	外来・入院	外来のみ 入院のみ																							
対象者		未就学児～小6	中1～中3	高1～高3																						
県所得制限	超	外来・入院																								
	内	外来・入院	外来のみ 入院のみ	入院のみ(拡大)																						
施行期日	平成30年10月1日 ※関係法令の改正に伴う改正は公布の日																									

7 議案第55号 土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正について

改正の趣旨	建築基準法の改正に伴う改正
改正の主な内容	● 建築基準法に新たな用途地域が創設されたことに伴う改正 ○土浦市建築基準条例の改正 ・第57条表中の用途地域への「田園住居地域」の追加及び項ズレの整理 ○土浦市手数料条例の改正 ・用途地域に「田園住居地域」が追加されたことに伴う項ズレの整理 「田園住居地域」・・・ 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域。低層住居専用地域と比し、一定の開発規制がかかる一方、一定の農業用施設（農産物直売所、農機具収納施設等）の建築規制が緩和される。
施行期日	公布の日

8 議案第56号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴う改正
改正の主な内容	● 放課後児童支援員の資格要件に係る改正 ○学校の教諭となる資格を有する者についての規定の明確化 改正前：学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ↓ 改正後：教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者 ○資格要件の拡大 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを追加
施行期日	公布の日

【補正予算 3件】

- 1 議案第57号 平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)
- 2 議案第58号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 3 議案第59号 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)

☆予算総括表

(単位:千円)

会 計 別	補正前	補正額	補正後
一般会計	51,080,000	16,402	51,096,402
下水道事業	4,812,538	15,140	4,827,678
農業集落排水事業	138,391	2,730	141,121
特別会計 計	39,880,000	17,870	39,897,870
合 計 (全会計)	90,960,000	34,272	90,994,272

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分	補正前	補正額	補正後
歳 入			
国庫支出金	7,617,978	△ 15,214	7,602,764
県支出金	3,309,531	4,001	3,313,532
繰越金	1	15,302	15,303
諸収入	1,199,016	3,613	1,202,629
市債	5,737,640	8,700	5,746,340
合 計	51,080,000	16,402	51,096,402
歳 出			
民生費	19,205,032	4,080	19,209,112
衛生費	5,803,205	2,019	5,805,224
農林水産業費	562,944	3,280	566,224
商工費	826,821	2,000	828,821
土木費	7,101,332	1,680	7,103,012
消防費	1,822,890	1,643	1,824,533
公債費	5,448,070	1,700	5,449,770
合 計	51,080,000	16,402	51,096,402

平成30年度第1回補正予算(平成30年第2回定例会) 概要

一 般 会 計

(単位:千円)

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備 考
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
3 民生費	1 社会福祉費	6 医療福祉費	2,460	1,001			1,459	医療福祉費助成事業(国保年金課) 2,460 ・ 県の医療福祉費支給制度のうち、小児の入院の助成対象者が、H30.10月から、18歳まで(現行15歳まで)に拡大されることに伴う扶助費等の増 【歳入】 医療福祉費補助金(県支出金) 1,001千円
	3 生活保護費	1 生活保護総務費	1,620	810			810	生活保護対策事業(社会福祉課) 1,620 ・ 生活保護基準の見直しによる生活保護システム改修委託料の増 【歳入】 生活保護適正化等事業費補助金(国庫支出金) 810千円
4 衛生費	3 清掃費	4 衛生センター費	2,019		1,400		619	汚泥再生処理センター整備事業 2,019 (環境衛生課) ・ 汚泥再生処理センター整備にかかるプロポーザル選定委員会委員報償費の増 ・ 現管理棟解体工事の前倒しによる仮設管理棟リース費用の増

5 農林水産業費	1 農業費	2 農業総務費	280				280	農業集落排水事業特別会計繰出金 (財政課) 280 ・湖沼水質浄化下水道接続事業補助金の県制度拡充による補助金の増に伴う繰出金の増
		3 農業振興費	3,000	3,000			0	経営体育成支援事業(農林水産課) 3,000 ・農業者が融資を受けて農業用施設を導入するにあたり、自己負担分について助成するための補助金の増 【歳入】 経営体育成支援事業補助金(県支出金) 3,000千円
6 商工費	1 商工費	5 観光費	2,000			2,000	0	水郷筑波サイクリング環境整備事業 (商工観光課) 2,000 ・サイクルーズについて、茨城県と連携して事業を行うことに伴う、実証実験事業委託料の増 【歳入】 広域サイクルーズ運航実証実験業務受託金収入(諸収入) 2,000千円
7 土木費	4 都市計画費	1 都市計画総務費	1,680				1,680	下水道事業特別会計繰出金(財政課) 1,680 ・湖沼水質浄化下水道接続事業補助金の県制度拡充による補助金の増に伴う繰出金の増
8 消防費	1 消防費	2 非常備消防費	1,643			1,613	30	非常備消防一般管理事業(消防総務課) 1,643 ・当初予算編成後の退団決定者3名に係る消防団員退職報償金の増 【歳入】 消防団員退職報償金受入金 1,613千円
9 教育費	6 保健体育費	6 学校給食費	0	▲ 16,024	7,300		8,724	学校給食センター再整備事業(学務課) 0 ・文科省の学校施設環境改善交付金(学校給食施設)不採択による財源更正
10 公債費	1 公債費	1 元金	1,700				1,700	災害援護資金貸付金償還金(社会福祉課) 1,700 ・東日本大震災により住居に損害を受けた被災者に対する貸付金のうち、昨年度下半期に被災者から繰上返済があった分の県への償還金の増
歳出合計			16,402	▲ 11,213	8,700	3,613	15,302	一般財源 15,302 ●繰越金 15,302千円

平成30年度第1回補正予算(平成30年第2回定例会) 概要

特 別 会 計

(単位:千円)

会 計 名	補正予算額	補 正 予 算 の 財 源 内 訳				備 考
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
下 水 道 事 業	15,140	13,460			1,680	水洗化普及事業(下水道課) 15,140 ・湖沼水質浄化下水道接続事業補助金の県制度拡充に伴う、補助金の増 【歳入】 湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金(県支出金) 13,460千円
農 業 集 落 排 水 事 業	2,730	2,450			280	水洗化普及事業(下水道課) 2,730 ・湖沼水質浄化下水道接続事業補助金の県制度拡充に伴う、補助金の増 【歳入】 湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金(県支出金) 2,450千円
歳出合計	17,870	15,910			1,960	一般財源の内訳 1,960 ●一般会計繰入金 1,960千円

【財産の取得 1件】

【参考】 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例

第2条 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約

第3条 予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ，売払い
(土地については，1件5,000平方メートル以上)

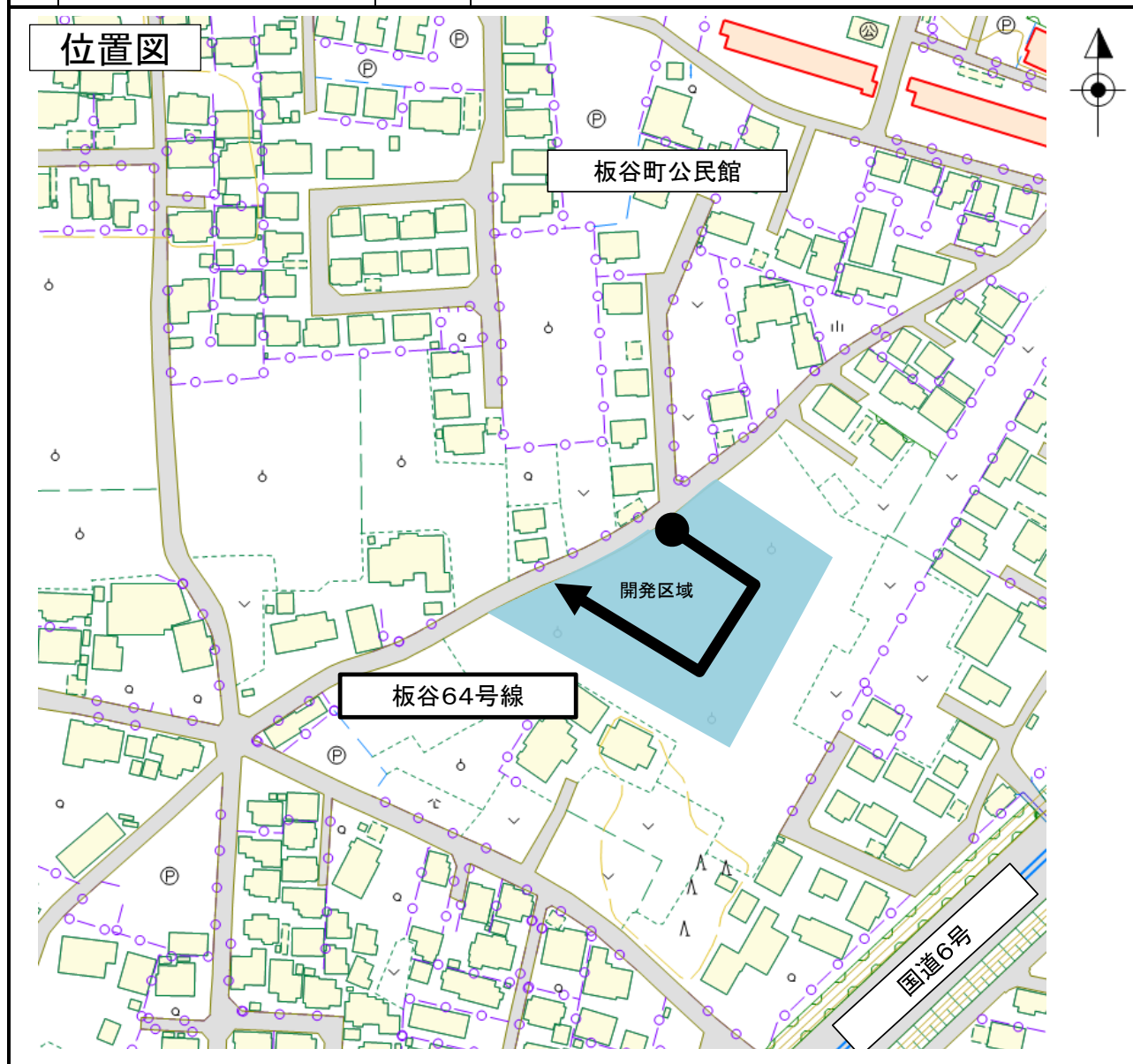
1 議案第60号 財産の取得について(常備消防用災害対応特殊救急自動車購入)

名 称	常備消防用災害対応特殊救急自動車購入
契 約 金 額	円
目 的 ・ 内 容	災害対応特殊救急自動車 1台
契 約 の 相 手 方	
契 約 の 方 法	随意契約 (入札日 平成30年5月24日)

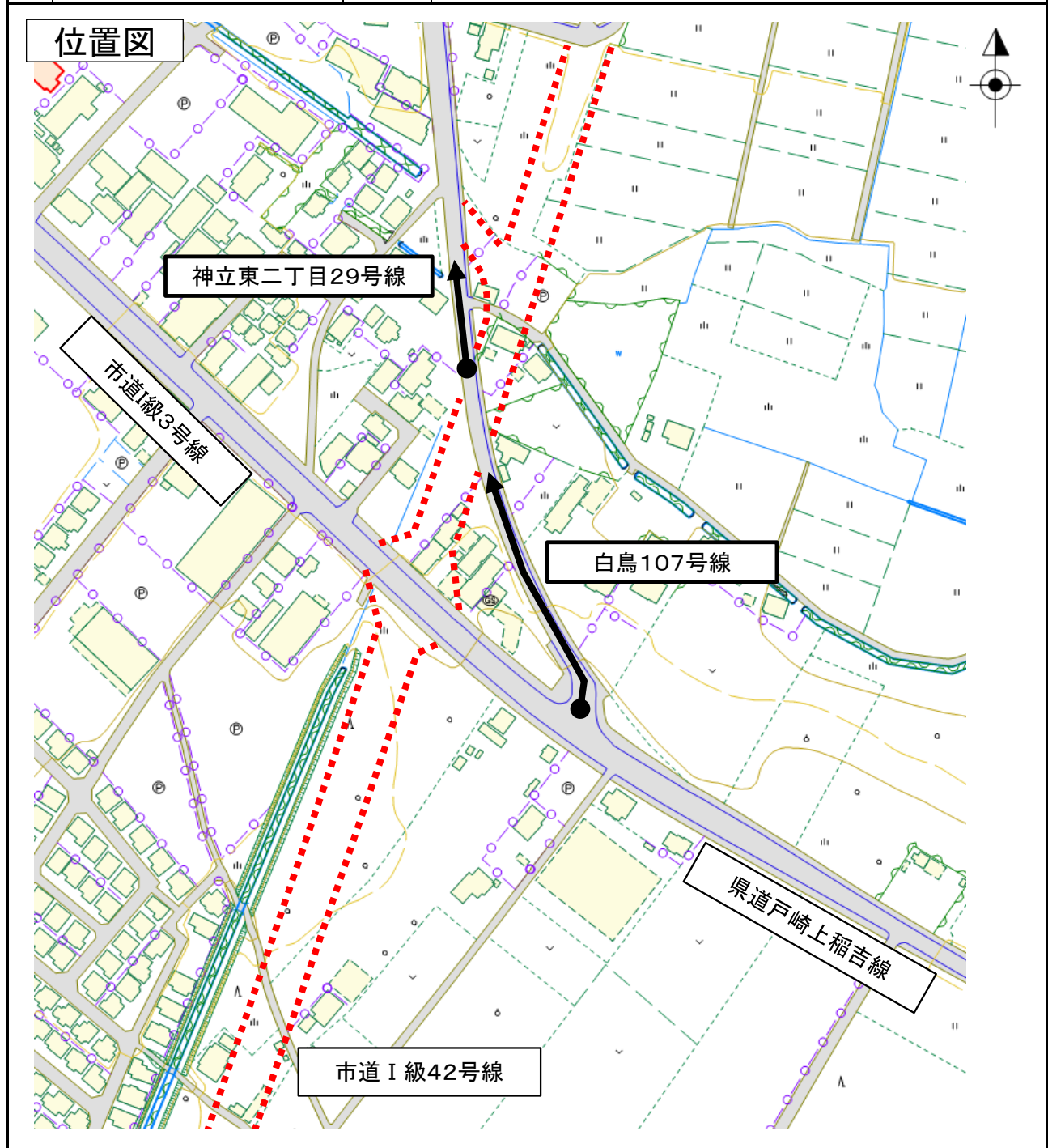
【市道の認定等 2件】

1 議案第61号 市道の路線の認定について

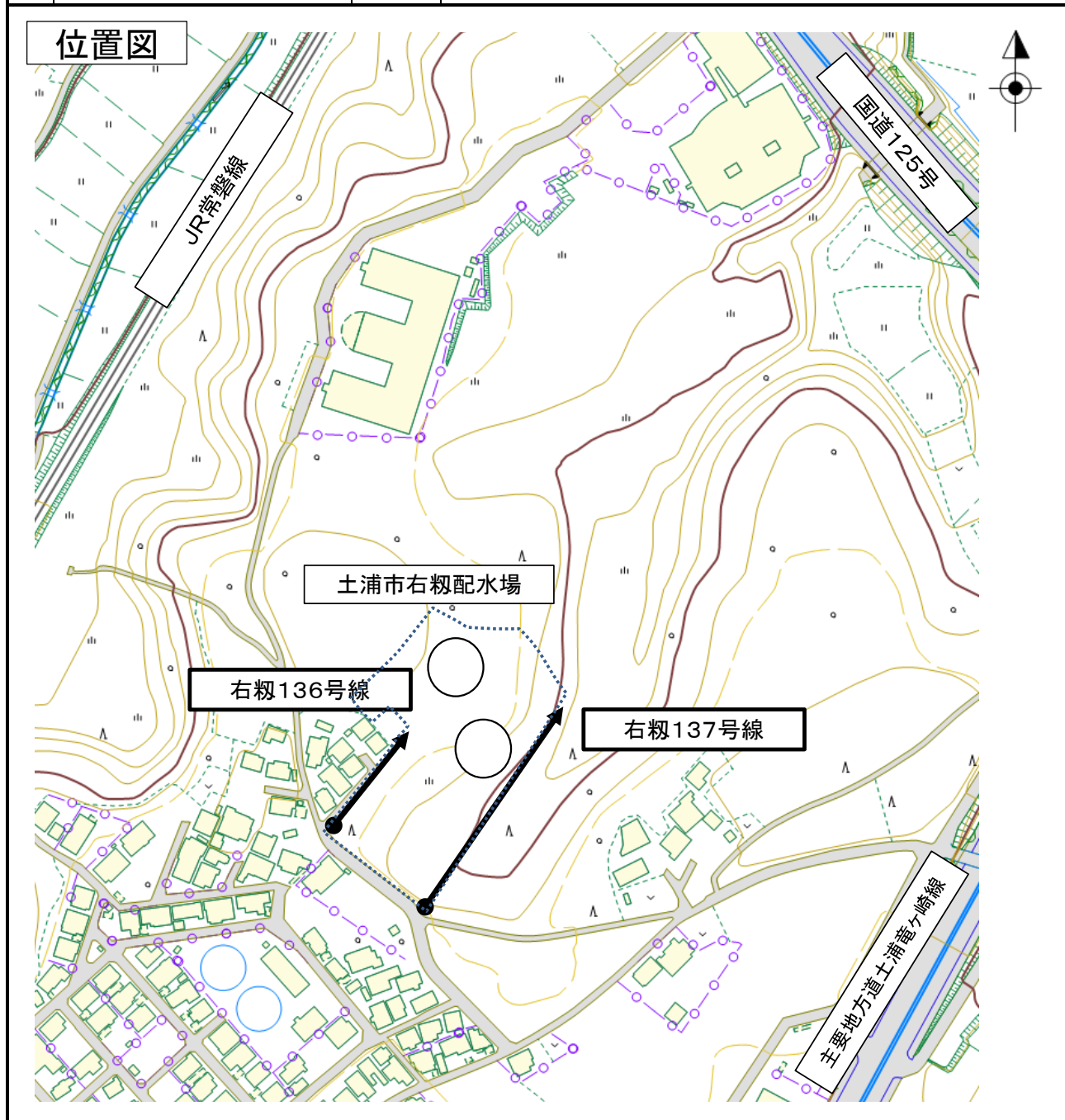
1	板谷 64 号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	151.32m
		幅員	6.00m～10.41m



2	神立東二丁目 29 号線	概要	県からの移管に伴う認定
		延長	49.64m
		幅員	8.19m～12.58m
3	白鳥 107 号線	概要	県からの移管に伴う認定
		延長	112.96m
		幅員	8.00m～78.50m

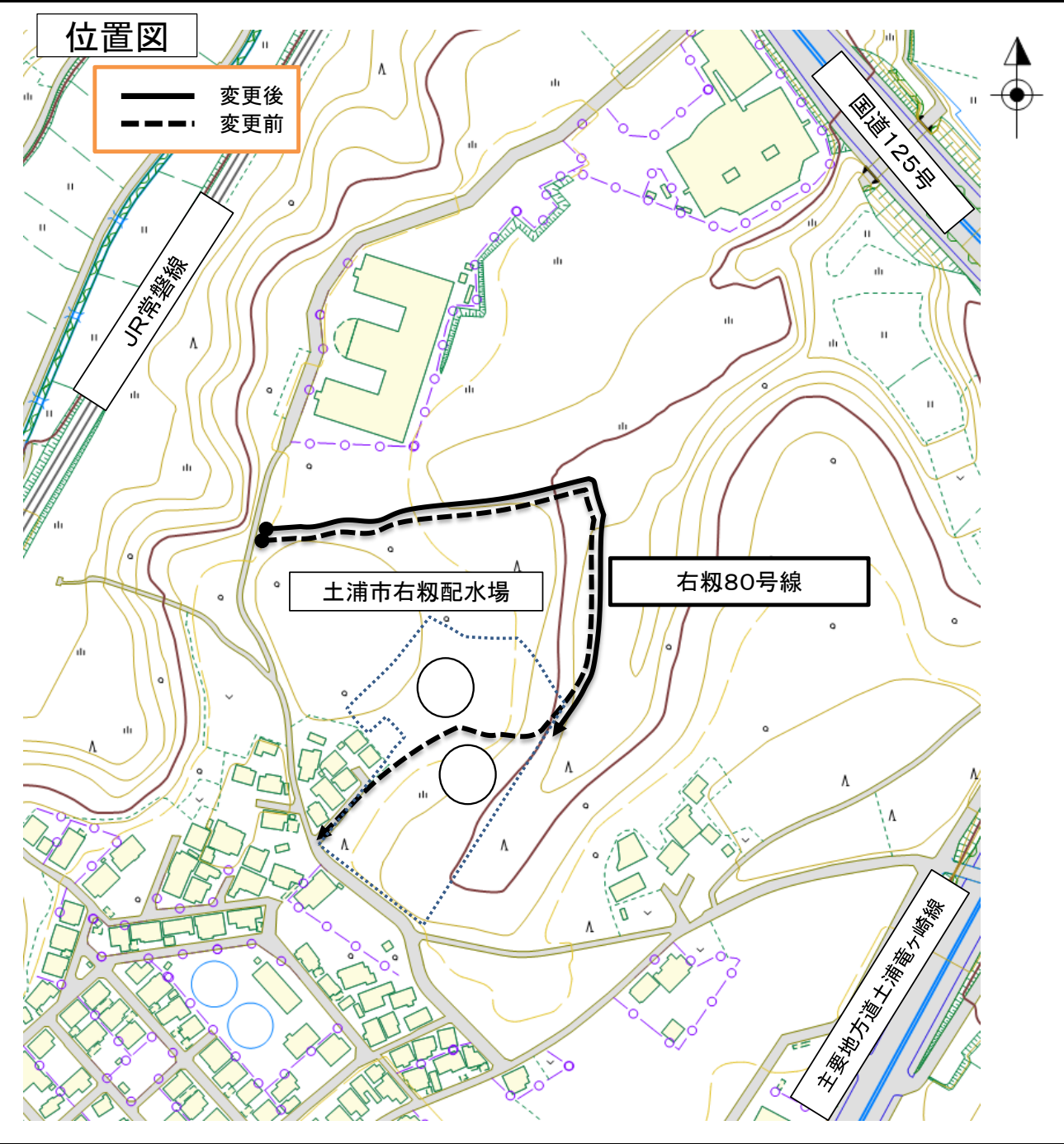


4	右朶 136 号線	概要	右朶配水場の整備に伴う認定
		延長	56.50m
		幅員	4.00m～13.34m
5	右朶 137 号線	概要	右朶配水場の整備に伴う認定
		延長	107.70m
		幅員	4.00m～13.02m



2 議案第62号 市道の路線の変更について

1	右朶 80 号線	概要	右朶配水場の整備に伴う変更	
			変更前	変更後
		延長	407.85m	288.75m
		幅員	1.40m～9.66m	1.40m～9.66m



【訴えの提起 1件】

1 議案第63号 訴えの提起について

市営住宅の滞納家賃の納付及び明渡しを求める訴え(和解を含む)の提起

【参考】

地方自治法 第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第12号以外は省略)

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第二百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

訴訟対象者

住 宅 名	入 居 者	年 齢	住 所	滞納金額 (H30.5.1現在)	
				月数	(円)
1 大岩田住宅	女性	40	土浦市	29	252,000
合計				29	252,000

平成30年第2回市議会定例会最終日追加議案

【人 事 1件】(最終日：追加議案)

1 議案第64号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について